

外務省法令適用事前確認手続（通知書）

平成 年 月 日

照会者名（法人等にあってはその名称及び代表者の氏名） 殿

外 務 大 臣

外務省法令適用事前確認手続規則（平成14年3月26日外務省訓令第3号）第4条第6項の規定に基づき、貴殿からの照会については下記のとおり回答ができないため、通知します。

記

【理由】

（以下 の理由）により、回答することができません。

判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している場合
類似の事案が争訟（訴訟、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立て及びその他の法令に基づく不服申立て）の対象となっている場合

一般に提供されている逐条解説や一問一答集等により既に明らかにされている等ありふれた事案に関する照会又は既に回答を公表している照会と同種類似の照会である場合

（参考情報）